

自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub）における
指定難病等の医療費助成の自己負担上限額管理に係る情報連携の実証事業
公募要領

令和 7 年 8 月 1 日
デジタル庁

第 1 事業の趣旨

国や地方単独の医療費助成について、国民、医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）並びに自治体においては、次のような課題がある。

<国民>

- ・ 支給を受けるための手続きが煩雑である（健康保険証又はマイナンバーカードとは別に紙の受給者証等を提示することにより、医療費助成の資格を示す必要がある。）。

<医療機関等>

- ・ オンライン資格確認とは別に資格を個別に確認する事務コストがかかる。
- ・ 制度の助成ルール把握のためのコストがかかる。

<自治体>

- ・ 申請・更新、転入・転出の事務にかかる業務、助成にかかる請求事務、申請忘れ・ミスなど、その他手続きの事務コストがかかる。

これらの課題を解決するために、令和 5 年度から、国や地方単独の医療費助成（以下「公費負担医療制度等」という。）に関する事業の手続の際に活用できる、マイナンバーカードを利用した情報連携を実現するためのシステム：Public Medical Hub（以下「PMH」という。）の開発を行い、希望する自治体において PMH を用いて業務を円滑に実施できるようにするための事業（以下「先行実施事業」という。）を開始しているところ。今般、医療 DX の推進に関する工程表（令和 5 年 6 月 2 日 医療 DX 推進本部決定）及び厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会等での議論を踏まえ、指定難病等の医療費助成において紙媒体で運用されている自己負担上限額票を、PMH を用いて電子化する実証事業（以下「実証事業」という。）を行うもの。

採択団体は、デジタル庁が調達した PMH 医療費助成等に係る調査研究事業を請け負う事業者（以下「検証受託事業者」という。）と緊密に連携しつつ、実証事業を行う。

第 2 実証事業の概要

1 公募する事業の概要

(1) 対象自治体

実証事業に参加を希望する自治体

ただし、先行実施事業において、以下の公費負担医療アからオまでに掲げた対象事務（以下「指定難病等の医療費助成」という。）のいずれかを実施している自治体に限る。

ア 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）の規定による特

定医療費

- イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定による小児慢性特定疾病医療費
- ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定による育成医療に係る自立支援医療費
- エ 障害者総合支援法の規定による更生医療に係る自立支援医療費
- オ 障害者総合支援法の規定による精神通院医療に係る自立支援医療費

(2) 対象事務

応募時に自治体は、指定難病等の医療費助成の中から参加を希望する対象事務を選択する。

(3) 実証事業としての調査研究の内容

指定難病等の医療費助成に係る PMH による上限額の管理に向け、実証事業では、以下の業務フロー等について調査を行う。

なお、本実証事業は制度変更を行うものではないことから、現行の紙媒体による自己負担上限額管理票と併用して実証事業を行う。

また、システム開発等の状況により、実証事業の内容に一部変更が生じる可能性がある。

ア 医療機関

レセプトコンピュータを介して、PMH への自己負担上限額情報の照会・回答及び受診に係る医療費情報の登録

イ 薬局

PMH に上限額情報を直接入力・閲覧する画面を介して、PMH への自己負担上限額情報の照会・回答及び受診に係る医療費情報の登録

ウ 受給者及び自治体

(ア) 受給者

マイナポータルを介した自身の上限額（医療費）情報の確認

※ 参加者は、採択後、デジタル庁と協議をし、募集方法等を検討する。

(イ) 自治体

PMH に保存されている医療費情報の確認

2 応募要件

以下の要件を全て満たすこと。

<基本的事項>

- ・ 本事業の参加者は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）及び医療DX推進本部において策定した「医療DXの推進に関する工程表」等の内容について十分理解した上で、本事業の実施に当たること。
- ・ デジタル庁、関係省庁及び検証受託事業者と連携を密にし、検証に協力すること。

- ・ デジタル庁及びデジタル庁が指定する者による採択団体への現地調査を受け入れること。
- ・ 採択団体の担当職員は、事業実施状況を把握し、オンライン会議等の手法により、デジタル庁及び検証受託事業者の求めに応じて、報告すること。
- ・ 応募に当たっては、本事業に参加する関係者（公費負担医療制度等のオンライン資格確認・マイナンバーカードの診察券利用に係る改修事業を完了している医療機関等（以下「PMH 対応医療機関等」）及び当該医療機関等のレセプトコンピュータ又はネットワークシステム運用事業者（以下「医療機関等ベンダ」という。)) が、本事業の趣旨や内容を十分に理解し協力を受けられることを協議・調整した上で行うこと。
- ・ 令和 8 年度の実証事業についても、本事業に参加する関係者が継続して協力できること。

<対象事業に関すること>

- ・ 本事業は、「第 2 1 (3) 実証事業としての調査研究の内容」の検証を行うことを目的として実施するものであり、採択団体における業務及び情報システムの運用や、データの取扱いに係る関係法令、条例等の運用については、当該採択団体が一義的に責任を有することを了承すること。特に、PMH に登録する情報について、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」等に従い、必要な措置が講じられていること。

<契約等に関すること>

- ・ 採択後に、採択団体と本事業に参加する関係者との間で、本事業を遂行するための役割等を定めるための協定書を締結すること。
- ・ 実証事業のシステム改修に当たっては、デジタル庁が医療機関等ベンダと直接契約を締結する。採択団体は、デジタル庁が医療機関等ベンダと直接契約を締結し、PMH を用いた上限額管理の情報連携に係るシステム改修又はネットワーク改修費等について、PMH 対応医療機関等から合意を得ること。また、採択後に、システム改修に関する合意書の締結を求めることについても、併せて合意を得ること。

第 3 応募手続

1 応募手続

(1) 応募者

自治体（市区町村及び都道府県合同での応募申請も可とする。）

(2) 応募に必要な資料

自治体は、デジタル庁が提供する「別紙 1 実施計画書」により以下の項目を記載して、見積書等を添付のうえ、第 6 に記載する応募提出先にメールにて提出すること。また、デジタル庁の求めに応じて、デジタル庁が採択団体の決定において追加提出が必要と判断した資料を提出すること。

※ 追加提出を求める場合は、個別にデジタル庁と自治体間で調整する。

<記載事項>

- ・ 自治体名
- ・ 自治体担当者名（所属・役職・氏名）及び連絡先（電話・電子メールアドレス）

- ・ 参加を希望する対象事務、対象者数（対象事務ごとの見込み）
- ・ 参加する PMH 対応医療機関等名及びシステム現況
 - ※ システム開発事業者名、システム導入事業者名、ソフトウェア名、ネットワーク事業者名等
 - ※ 参加する PMH 対応医療機関等の数は、1 自治体当たり医療機関 1 施設、薬局 3 施設程度とする。
- ・ 見積書に記載の見積額
- ・ 市区町村及び都道府県における調整状況
- ・ 自治体として特に実施したい事項

<添付書類の提出>

- ・ 見積書について、様式の指定はしないが、その内容として、改修対象となるシステム、改修項目、作業内容ごとに、PM、SE それぞれの件費の内訳などが示されたものを提出すること。積算に時間を要する場合は、大まかな予算規模を提出し、内訳がわかる見積を提出すること。
- ※ 見積書の取得に当たっては、デジタル庁が提供する「別紙 2 医療機関等ベンダ向け仕様等（案）」を用いて PMH 対応医療機関等と調整を行うこと。

(3) 応募の申請期限

令和 7 年 8 月 22 日（金） 23 時 59 分

(4) 留意事項

- ・ 申請内容に修正がある場合は、個別にデジタル庁にメールで連絡すること。
- ・ 送信メール件名は、「【〇〇県〇〇市（又は〇〇県）】見積書（令和 7 年度上限額管理実証事業）」とすること。
- ・ ファイルが 10MB を超える場合は、デジタル庁に相談すること。
- ・ メール送信上の事故（未達等）について、デジタル庁は一切の責任を負わない。
- ・ メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3 開庁日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて照会すること。

2 採択

(1) 選定方法

書面審査に基づき、選定し、採択する。なお、2(2)に記載のとおり、評価に際し、追加資料の提出、ヒアリング及び実施計画書の記載内容の修正等を求める場合があること。

(2) 実施計画書の記載内容の確認・修正

選定は提出された実施計画書に基づいて行うが、必要に応じて、追加資料の提出等を依頼し、又はヒアリング等を実施することがある。また、必要に応じてデジタル庁と応募者との間で調整の上、実施計画書の記載内容について修正等を行うことがある。例えば、団体規模やシステム構成に応じた多様なケースを想定して他の自治体とのバランスを考慮したり、複数の自治体間での効果検証等のために本事業の対象としては対象事務の一部のみを採択したりする場合がある。また、当該修正等の可否は、選定に当たって

の評価に影響する場合がある。

(3) 採択団体

採択団体数は、応募状況、医療機関等ベンダの改修に係る予算規模、参加対象事務の範囲、協力医療機関等との調整状況及び PMH 対応指定医療機関等における対象事務の受診状況等を総合的に鑑み決定する。

(4) 提案の採択

デジタル庁は、採択したときは、当該事業の応募者である採択団体に対して速やかにその旨通知する。採択された事業については、契約時まで、必要に応じてデジタル庁と採択団体との間で調整の上、2(2)と同様に修正等を行うことがある。

3 契約

(1) 実証事業に係る医療機関等ベンダとの契約の締結

採択された事業を実施するため、デジタル庁と採択団体等との間で契約条件の最終的な調整を行った上で、デジタル庁と医療機関等ベンダとの間で、実証事業に係る契約を締結する。

(2) 契約期間

契約期間は、契約締結日（令和7年8～9月頃を想定）からデジタル庁が別に定める日までとする。

(3) 契約の形態

デジタル庁と医療機関等ベンダが締結する委託契約とする予定であるが、その詳細については、確定後に採択団体に別途通知する。

(4) その他

上記契約とは別に、以下の契約等を締結等することを予定しており、その詳細については、採択の確定後に採択団体に別途連絡する。

- ・ 採択団体と本事業に参加する関係者等との間での協定書
- ・ PMH システム等における情報連携事務等に関する委託契約（デジタル庁・採択団体）
- ・ PMH システムの利用規約への同意（採択団体）

4 委託費

(1) 実証事業に係る委託費の扱い

委託費は、デジタル庁と医療機関等ベンダとの契約書に定められた用途以外への使用は認められない。

(2) 委託費の内容

委託費は、実証事業の遂行に直接的に必要な経費とする。本事業の経費対象として想定する費用内訳の例は以下のとおり。なお、これら以外のものでも経費対象と認められる場合があるので、デジタル庁に相談すること。

- ・ 医療機関システムと PMH 間で、実証事業の遂行に必要なデータを連携するための

改修に要する費用

※ 内容はデジタル庁が提供する「別紙2 医療機関等ベンダ向け仕様等(案)」を参照すること。

(3) 対象外経費

以下の経費は対象外とする。

- ・ 新たにシステム構築を行う場合のシステム構築経費
- ・ 新たにサーバー等を購入するための経費
- ・ 実証事業の実施に直接的に必要な経費以外の経費
- ・ 契約期間の間に実施されない取組にかかる経費
- ・ 国等により、別途、補助金、委託費等が支給されている経費

(4) その他

以下の契約等について、実証事業における委託費等の費用負担は生じない。

- ・ 採択団体と本事業に参加する関係者等との間での協定書
- ・ PMH システム等における情報連携事務等に関する委託契約（デジタル庁・採択団体）
- ・ PMH システムの利用規約への同意（採択団体）

第4 報告及び評価

1 成果報告

採択団体は、本事業の終了後、検証受託事業者がデジタル庁に提出する成果報告書の作成に協力しなければならない。なお、成果報告書には、次の内容を含むことを想定している。

- ・ 事業成果
- ・ 直面した課題とその対応策・解決方法
- ・ 全国的に展開を行うために必要な事項

2 終了評価

成果報告書を基に、デジタル庁において終了評価を行う。評価に際しては、追加資料の提出等を求める場合がある。なお、成果報告書は、デジタル庁 Web ページ等で公開する場合がある。詳細については確定後に採択団体に別途連絡する。

第5 事業スケジュール

委託事業の実施スケジュールについては、概ね以下のとおりを想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

令和7年8月	実証事業参加団体の公募
令和7年8～9月	実証事業参加団体の内定
令和7年9～令和8年2月	採択団体等とデジタル庁との契約締結・システム改修
令和8年2～3月	実証事業
令和8年3月	成果報告、事業完了

第6 公募要領に関する問合せ先・応募提出先

デジタル庁

担当者 : 田村、直江、有木

所在地 : 東京都千代田区紀尾井町 1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 19 階

メール : pmh_medical@digital.go.jp

電話 : 03-4477-6775